



水色いちばん—滋賀です

葦

—淡海の原風景を守る—
ヨシ群落保全条例のあらまし



目次

● 淡海のヨシ群落	1
● ヨシ群落保全条例の制定	3
● ヨシ群落保全条例の三つの柱	4
● 地域指定のあらまし	5
● ヨシ群落保全基本計画	7
● ヨシ群落のはたらき	9
● 地域指定等の手続き	10
● 許可申請・届出の手続き	11
● ヨシに関するQ & A	12



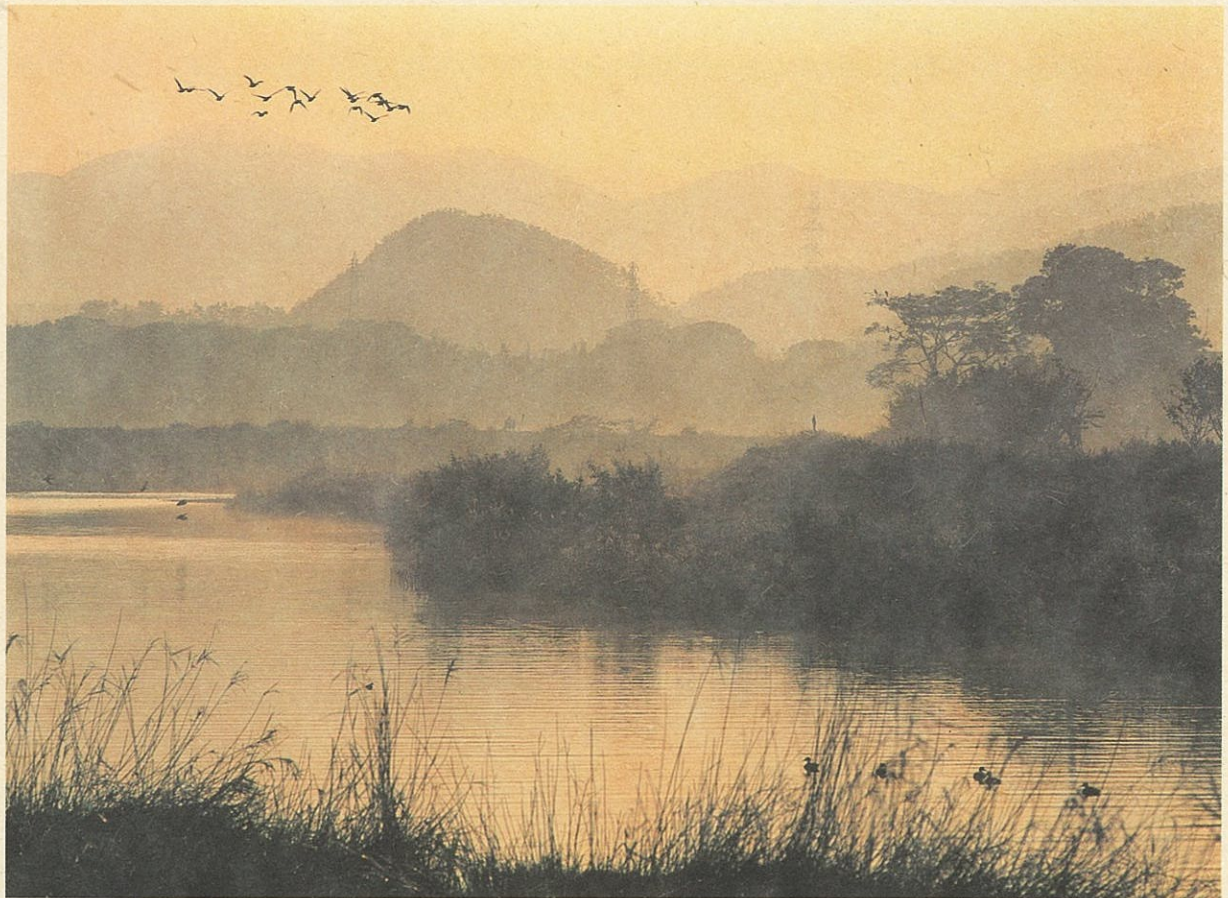
淡海のヨシ群落

日本は、古くから「^{とよあしはら}豊葦原^{みずほ}ノ^{くに}瑞穂ノ国」と形容されるほど、美しいヨシが生い茂る国でした。中でも、この淡海の国には壮大なヨシ原が分布し、万葉集にも謳^{うた}われるほど雄大な琵琶湖の原風景^{かも}を醸し出していたように思われます。

「^{あしへ}葦^{たづ}辺には ^な鶴^ながね鳴きて ^{みなとかぜ}湊風
寒く吹くらむ ^{つを}津乎の崎はも」 —^{わかゆえのおおきみ}若湯座王—

いにしえより、琵琶湖をこよなく愛した淡海人は、おだやかな春の陽にきらめく水面や一陣の風にそよぐヨシ原、そして周辺の田園や緑深い山々とが織りなす淡海の国ならではの風景に、“うるおい”を覚え、“やすらぎ”を感じていたことでしょう。

こうした心のよりどころ、としてだけでなく、私たちの先人は生活の中にヨシを巧みに取り入れ、ヨシとともに暮らしてきました。





ヨシ製品の起源は、遠く安土桃山時代までさかのぼりますが、ヨシが生産され商いされるようになったのは、江戸時代に入ってからだといわれています。

沖ノ島文書によれば、織田信長が安土に城を築きあげた時代には、ヨシ年貢を納めたという記録もあり、当時よりヨシは、貴重な生活の糧であったことがうかがい知れます。

私たちの生活の中でよく知られているヨシ製品は、建具、衝立、すだれ、屋根、天井、壁などの建材ですが、他に琵琶湖のえり、寒天の製造、椎茸の栽培用具等にも用いられています。

また、ヨシは海外でも広く利用されており、ペルーでは楽器として、また、県内では先頃、市民団体の手でヨシ船が製作され話題を呼びましたが、南米エクアドルのアンデス地方で

は、古くから生活の場で利用されています。

このように、ヨシは人間の暮らしの中に溶け込み、私たちが意識するしないにかかわらずごく自然な形でヨシと共生してきました。

しかしながら、社会経済の発展により利便性を追い求める生活様式の変化により、ヨシとの関わりが薄れ、自然の改変、ヨシ群落の減少という形で現れてきました。

ヨシ群落保全条例は、琵琶湖との接し方を見つめ直し、「自然と人との共生」を新たに誓った全国で初めての条例です。

生態系の一員である私たち人間一人ひとりが、こうした認識のもとに環境にやさしい生活を心がけ、ヨシ群落を守り、育て、活用していかなければなりません。



① ヨシ群落保全条例の制定

琵琶湖は、私たちの生活を支え、限りない恩恵をもたらしてきました。

にもかかわらず、都市化の進行などによって思うように水質の改善が進まず、私たちの琵琶湖との接し方も考え直さなければならない段階にさしかかっています。

その一つとしてまず、私たち自身が汚濁の原因となる物質の削減に努力するとともに、琵琶湖自身の健全な自然の営みを重視し、その維持と回復に努めなければなりません。

ヨシ群落は、水鳥や魚の生息場所であり、湖岸の浸食を防止するほか、湖辺の水質保全にも役立つなど様々な働きを持っています。

また、ヨシ群落を保全することは、水辺の生態系の保全を図るのみならず、私たちの心の支えである湖国の風土や文化を守る上で、大きな意義があります。

「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」（ヨシ群落保全条例）は、そうした「自然との共生」を具体化した新たな取組みの出発点として平成4年7月1日に施行されました。また、平成14年12月には条例改正を行い、より一層のヨシ群落保全に向けて行為規制を強化しました。

「美しい琵琶湖を次代へ引き継ぐ」ことを合言葉として、私たち県民、事業者および行政が手を携えて、ヨシ群落の保全に努めなければなりません。



2 ヨシ群落保全条例の三つの柱

ヨシ群落保全条例は、「ヨシを守る」「ヨシを育てる」「ヨシを活用する」という三つの柱から成り立っています。

守る

ヨシ群落は、優れた状態で保たれているところや、まばらで弱っているところ等が見られますが、良好なヨシ群落の環境を守っていくために、保全に必要な区域を「ヨシ群落保全区域」に指定し、ヨシ群落の保全に支障のある行為を規制し守っていきます。



育てる

ヨシを育てる計画を作り、その計画をもとに、ヨシ群落の生育環境を十分理解し、地域特性に配慮しながら、自然の回復力をできるだけ活かした方法によりヨシの増殖・再生を図ります。

また、魚や鳥の生息環境に配慮しつつ、冬季において、保全区域で清掃やヨシの刈取り作業を実施していきます。



活用する

ヨシは、古くから屋根葺きの材料などとして使われ、現在もよしすや衝立、葎の工芸品等、日常生活の中で利用されています。今後も、私たちの生活の中でヨシをより一層活用できるように、新たな利用方法などについて調査、研究するとともに、ヨシ群落を環境学習等の場として活用できるよう啓発していきます。



〈屋根葺き：福山聖子〉

3 地域指定のあらまし

ヨシ群落保全条例では、ヨシの植生状況に応じて地域・地区指定を行い、それぞれの地域地区に応じた適切な保全事業を進めていきます。

◆ヨシ群落保全区域

◎ヨシ群落があり、自然景観、魚や鳥の生息環境、湖岸の浸食防止ならびに水質の保全という観点からヨシ群落の保全に努める必要があると認められる区域をヨシ群落保全区域として指定しています。

◎周りの自然的条件から、ヨシ等を植えて守れば、ヨシ群落のもつ多様な機能が発揮できると認められる区域を指定しています。

■保護地区

ヨシ群落保全地域の中でも、優れたヨシ群落が形成され、魚や鳥などの動物にも有効に利用されており、その生態系の保全を図る上で特に重要であると認められるところを保護地区として指定しています。

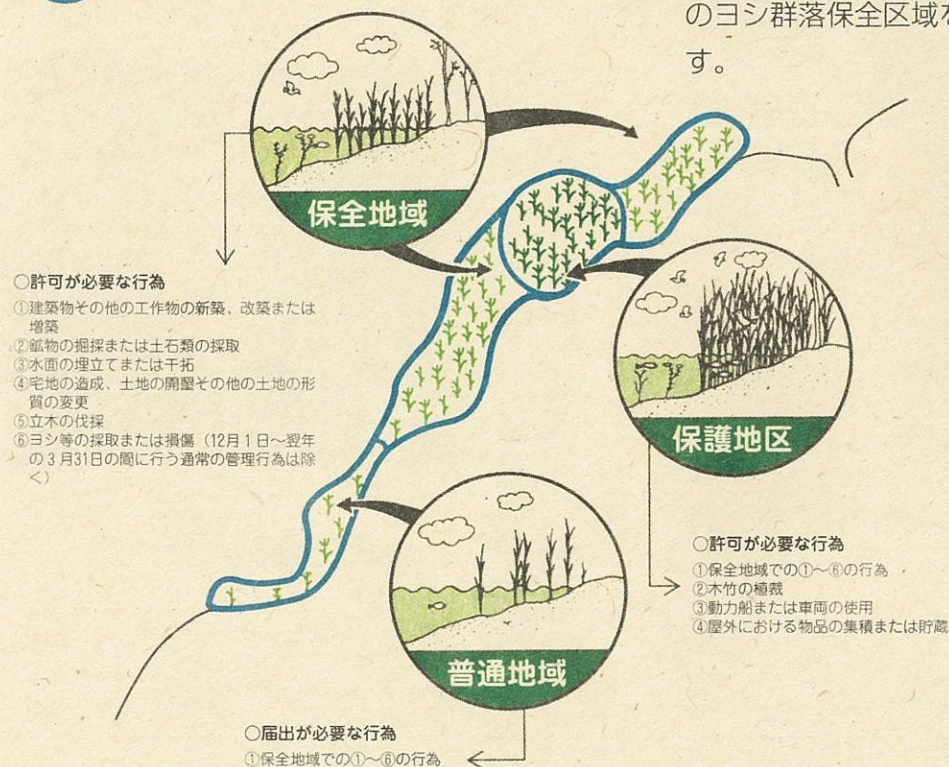
■保全地域

ヨシ群落保全区域の中でも、相当規模のヨシ群落を有するか、またはある程度のヨシ群落が存在し、そのヨシを保全することにより、隣接するヨシ群落と一体となって群落を形成することが可能なところを保全地域として指定しています。

■普通地域

ヨシ群落保全区域の中で、保全地域以外のヨシ群落保全区域を普通地域としています。

○ ヨシ群落保全区域



自然と人との理想的な共存関係を育む場づくり



琵琶湖・内湖等のヨシ群落面積（平成12年度調べ）

〔単位：ha〕

	琵琶湖	北湖	南湖	内湖等	合計
ヨシ群落面積	187	117	70	195	382
ヨシ群落保全区域内におけるヨシ群落面積	138	84	54	104	242

※ヨシ群落：ヨシ・マコモ等の抽水植物とヤナギ・ハンノキの混生植物群落をいう。

4 ヨシ群落保全基本計画

ヨシ群落を守り、育て、活用することにより、「自然と人との理想的な共生関係を育む場づくり」を目指して、保全のための基本的な方針を定めた計画（ヨシ群落保全基本計画）を定め、この計画に基づき、ヨシ群落を保全するための各種の事業を展開していきます。

◆計画の概要

■保全のための基本方針

ヨシ群落の良好な環境を保全するため、ヨシ等を植栽する事業や刈取りなどの維持管理事業を実施することにより、ヨシ群落の健全な育成を図ります。

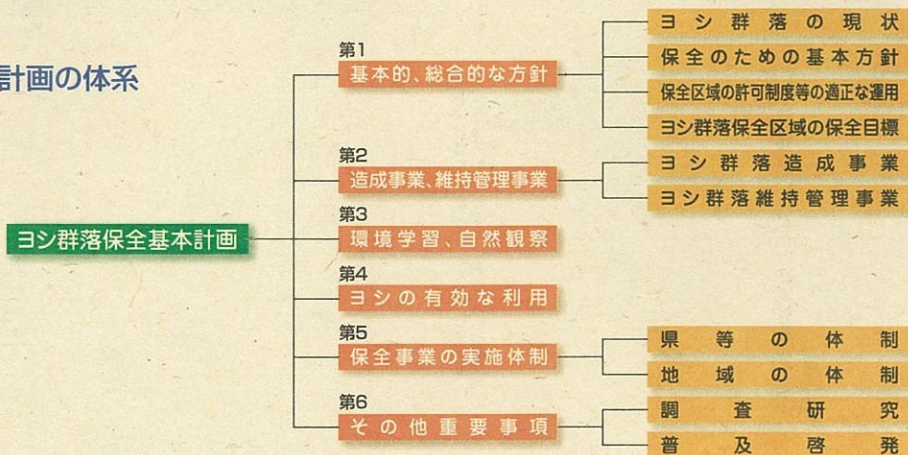
また、私たち一人ひとりが、ヨシの持つ価値を共有することが重要であり、そのために、ヨシを使用したイベントや体験学習、また刈り取ったヨシの新たな有効利用等について、県民等が参画できる活動等の普及に努めます。

これらの事業の実施については、ヨシ群落の持つ多様な働きに配慮しつつ、ヨシ群落に関係する各種行政計画等とも連携し、相乗的に保全効果を高めていきます。

■保全目標

保護地区、保全地域および普通地域それぞれの地域区分に応じた適切な保全対策を講じ、また群落の健全な育成を図ることにより、将来にわたり湖辺の代表的な生態系として保全していきます。

●保全基本計画の体系



◎保護地区（現状の良好な環境の維持）

現状の良好なヨシ群落の状態を維持し湖辺の代表的な生態系と多様な生物相の保全を図ります。

そのために、保護地区の生態特性に応じた適切な維持管理を実施します。

◎保全地域（より良好な環境に向けた保全・創出）

ヨシ群落の連続性の確保を図りながらより良好な状態に向けて保全を行うとともに失われた場所においては、その原因を十分理解し再生を図ります。

そのために、現状を十分把握した上で地域の特性に応じ、ヨシ等の植栽や適切な刈取り、清掃、ヨシ等の補植などの維持管理を積極的に実施します。

◎普通地域（良好な環境を創出）

現状を踏まえ、その原因を十分理解し良好で連続したヨシ群落の形成を図ります。

そのために、地域の特性に応じヨシ等の創出や刈取り、清掃、ヨシ等の補植などの維持管理を積極的に実施します。

■環境学習・自然観察

ヨシ群落は、自然の営みを理解する場として、身近な場所であるため、ヨシ等の刈取りなどの実践活動や自然観察会の実施等によりヨシ群落に関する知識や湖沼の生態系保全の必要性について普及啓発を図ります。これらの活動は、地域、学校、行政などが協働して進めていくことが効果的です。

■有効な利用に関する事項

現在、ヨシを利用している紙や堆肥等について、事業としての体制の確立や、また、創作民芸品としてオリジナル性を持たせる工夫や生活用具等について、新たな利用、活用法の情報収集、発信および調査等を進めていきます。



〈体験学習（ヨシ紙すき）〉

■その他重要事項

◎調査研究

ヨシ群落を保全するために、分布調査やヨシ群落を生息の場として利用している生きもののかかわりなど生態系についても調査を実施するとともに適切かつ効果的な保全事業を進めるための調査を行います。

また、刈取り、ヨシの利用、活用については、循環型社会の構築の視点で調査研究を行います。

◎普及啓発

県民や湖国を訪れる人々に理解していただく必要があるために、それらの人々が、知識として理解するだけでなく、保全のために具体的な行動に結びつくような体験型の普及啓発事業等を実施します。



〈株タイナカ〉

5 ヨシ群落のはたらき

◆生態系の保全

ヨシ群落は、水域から陸域の推移帯にあり、様々な生物が生育している場であることから、生態系を保全する上で最も重要なところ です。

◆野鳥の生息環境の保全

ヨシ群落は、約100種の野鳥が産卵場、餌場、ねぐらなどとして利用し、水鳥をはじめとする野鳥の生息にとって欠かせない場所となっています。

◆水産資源の保護

ヨシ群落などの水生植物群落には、コイ、フナなどの産着卵が多く見られ、孵化した稚魚は隠れ場、餌場として利用しながら成長します。

◆湖岸の浸食防止

湖岸に打ち寄せる波の強さが弱められるとともに、ヨシの地下茎はよく発達するために、湖岸の浸食防止に役立っています。

◆湖辺の水質保全

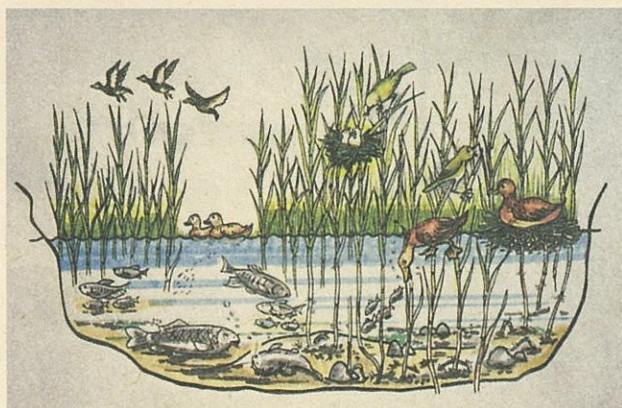
ヨシ群落には、水質浄化作用があり、大きく分けると次の三つに分けることができます。

- ①ヨシが妨げとなって、水の流れが弱まり、汚濁物質の沈殿を促進する作用
- ②ヨシの水中茎に付着する微生物による有機物の分解作用
- ③ヨシが窒素やリンなどを栄養分として吸収する作用

このような作用により湖辺の水質保全にも役立っています。



〈ホンモロコ：琵琶湖博物館〉



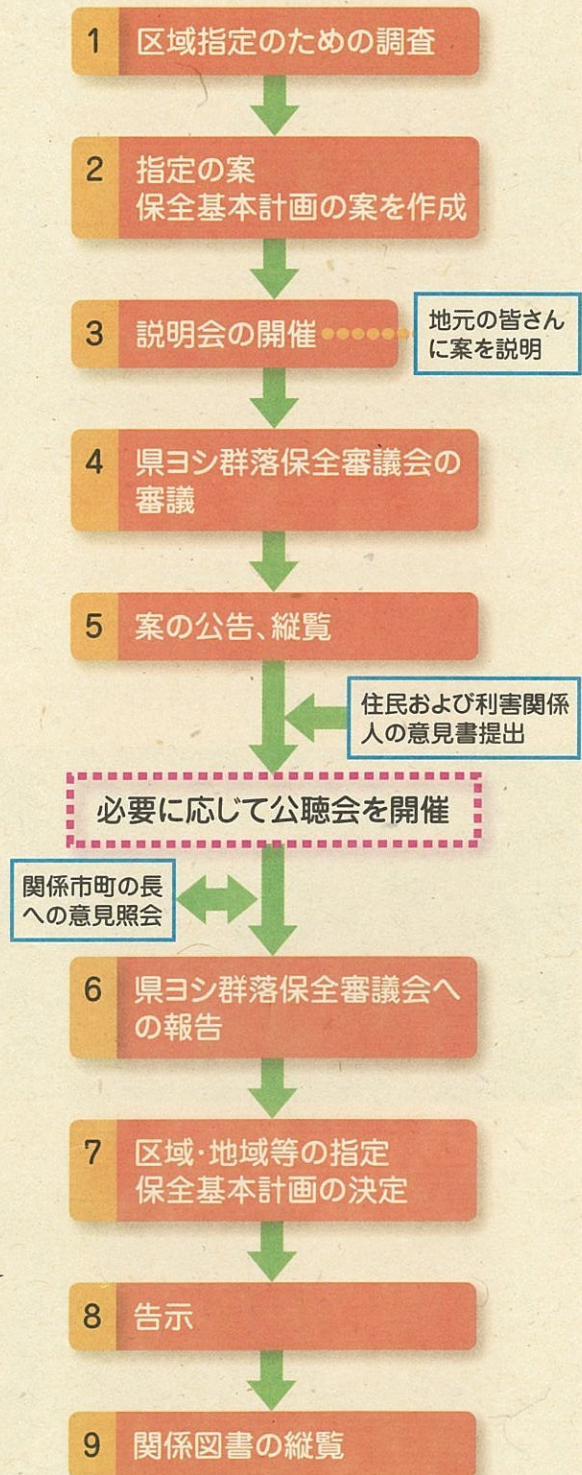
〈ヨシゴイ：湖北野鳥センター〉

6 地域指定等の手続き

ヨシ群落保全区域等の指定、保全基本計画の策定や変更にあたっては、あらかじめ、関係市町の長や県ヨシ群落保全審議会の意見を聴くほか、当該区域に係る住民や利害関係のある人たちに説明会を開催するなどして、その趣旨や内容を理解していただけるよう努めます。



手続きの進め方



7 許可申請・届出の手続き

◆許可申請の必要な行為

◎ヨシ群落保全地域内で次のような行為を行う場合は、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となります。

- (1)建築物その他の工作物の新築、改築または増築
- (2)鉱物の掘採または土石類の採取
- (3)水面の埋立てまたは干拓
- (4)宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (5)立木の伐採
- (6)ヨシ等の採取または損傷 ※1
(12月1日～翌年の3月31日の間に行う通常の管理行為は除く)

※1 (6)人やボート等がヨシ群落保全地域内に分け入りヨシを折ったり、傷つけたりする行為等が該当します。

◎保護地区内で次のような行為を行う場合は、あらかじめ知事の許可が必要となります。

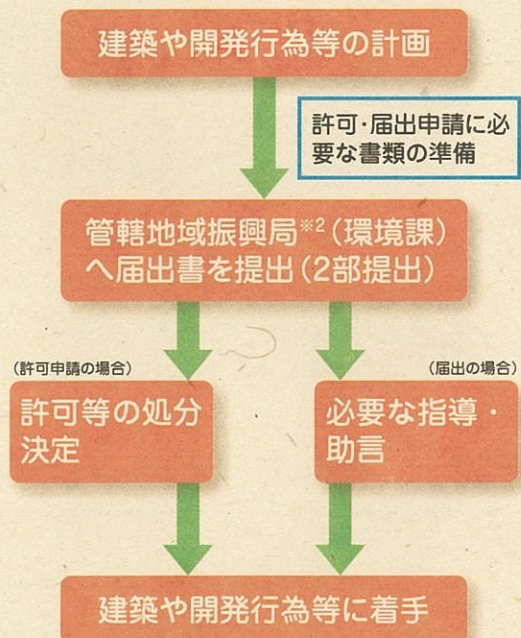
- (1)前記の(1)～(6)までの行為
- (2)木竹の植栽
- (3)動力船または車両の使用
- (4)屋外における物品の集積または貯蔵

◆届出の必要な行為

◎普通地域内で次のような行為を行う場合は、あらかじめ知事への届出が必要となります。

- (1)保全地域内での(1)～(6)までの行為

許可・届出申請の手続きの流れ



※2 大津市・志賀町は県庁自然保護課



8 ヨシに関するQ & A

Q1 「よし」と「あし」は同じですか。

「よし」と「あし」は、同じものだと言う人もいれば、別のものだと言う人もいますが、いったいどちらが本当でしょうか。

A1 同じと思ってください。昔は“あし”と呼ばれていたものが、“あし”は“悪し”に通じるため嫌われ、“よし”と呼ばれるようになったのです。ただし、近江八幡や安土の水郷地帯では、莖の中が空洞でよし製品の材料として使われるものを“よし”、莖の中が綿状のものが詰まっているものを“あし”と呼ぶこともあるそうです。

また、“よし”には、漢字で「葦」「葭」「蘆」が当てられ、昔は生長段階によって使い分けていたとも言われますが、現在はあまり区別されていないようです。

Q2 琵琶湖や内湖のヨシ帯の面積はどれくらいあるのですか。

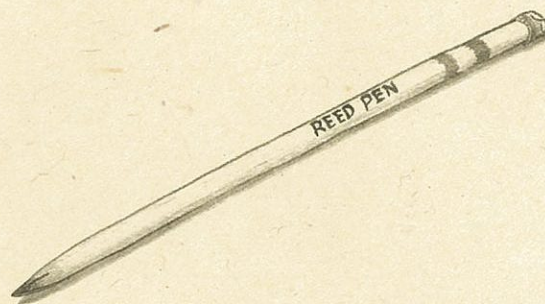
A2 琵琶湖のヨシ帯の面積は、1997年の調査によると約130haであることがわかっており、これは、1953年の調査結果の約260haと比べますと半減しています。また、主な内湖（7箇所）のヨシ帯の面積は、1997年の調査によると約130haあります。

Q3 ヨシ群落保全区域が指定されましたが、指定された湖岸延長と面積はどれくらいになるのですか。

A3 指定された湖岸延長は、約52kmで、琵琶湖の湖岸延長を約235kmとしますと約22%なります。また、指定面積は、琵琶湖の面積約670km²のうち約4.7km²で、指定面積率では0.7%であり、西の湖等の内湖を含めると、その指定面積は約8.3km²になります。

Q4 今までにヨシ群落保全事業の取り組みは、どの程度行われたのですか。

A4 ヨシを植栽する造成事業は平成4年から平成13年までの間に約15ha実施しました。また、刈取り、清掃などの維持管理事業は約30haの区域で毎年冬場を実施しています。



〈ヨシペン：福山聖子〉

ヨシ群落保全条例のあらまし

平成16年3月 改訂

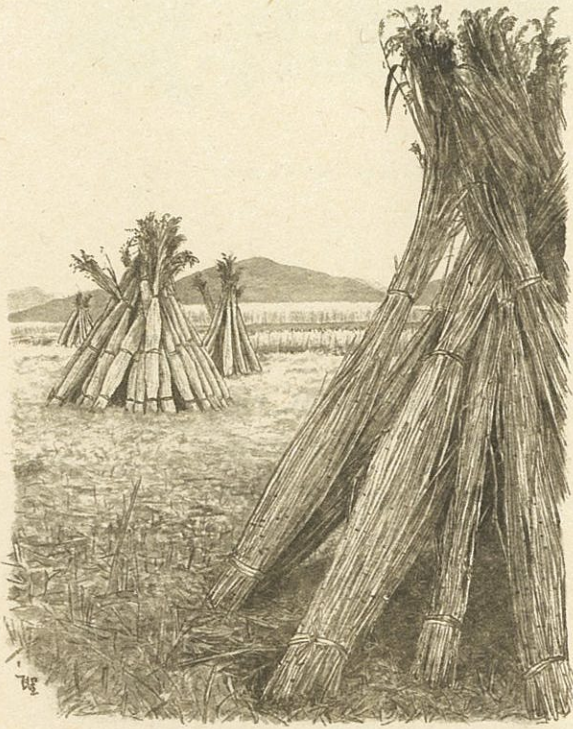
編集：滋賀県琵琶湖環境部自然保護課

発行：大津市京町4丁目1-1

TEL:077-528-3480

FAX:077-528-4846

E-mail: dg00@pref.shiga.jp



〈ヨシ原風景：福山聖子〉

